

●香川県告示第511号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、次の指定医療機関から当該医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成21年11月10日

香川県知事 真 鍋 武 紀

廃止年月日	名 称	所 在 地
平成21年9月30日	曾根クリニック	丸亀市土器町西7丁目222番地5
平成21年9月30日	樫村病院	木田郡三木町大字平木56番地7
平成21年9月30日	千代歯科医院	善通寺市与北町1114番地1
平成21年9月30日	有限会社 六車薬局	さぬき市志度4139番地202